

第1号議案 2019年度事業報告

豊橋市民成年後見センターは、市民後見人活動を中心に、医療機関、包括支援センター、ケアハウス・グループホームや介護事業所へ啓蒙活動を行ってゆく必要があると感じ実施、活動してまいりました。

豊橋市民成年後見センターは、弁護士・司法書士が中心ではなく「一般市民」を中心となって活動する市民後見人を形にする為の努力を続けています。物事への判断能力が著しく低下している知的・精神障害者の財産管理、身上監護を行ってまいりました。活動を行う際には、「市民」の温かみのある援助を前面に活かす努力を心がけました。

① 会員数について

新会員2名が加入。賛助会員から正会員へ3名移行
現会員数は、正会員19名、賛助会員4名。(別紙資料1)

② 後見人など受任活動について

- ・新たな被後見人1名の申立を行い、現在24名を受任している。
(別紙資料1・2)
- ・現在手続き中1名
- ・包括支援センターや居宅支援介護事務所等から電話や来所での問い合わせや相談があり、その中で、現在相談中2名。

③ 市民成年後見人養成について

成年後見人養成講習を当センターが実施するため、企画を進めている。

- 2019年5月 豊橋支援後見センターの相談・指導を受ける
6月 東三河後見センターセンター相談・指導を受ける
7月 豊橋市役所政策課と第1回交渉
11月 豊橋市役所政策課と第2回交渉
- 2020年 1月29日 豊橋市の承認を受ける
2月 チラシ作成(当センターによる成年後見人養成講習の説明会の案内)
3月 チラシ配布 1200枚印刷
(内市役所政策課の協力にて民生委員・障害者関係に700枚を配布)
6月説明会、9月～2月 10回講座を予定
現在申し込み1名

④ 理事会の役割

年間行事予定の日程に沿って理事会を行いました。

- ・理事会では、様々な取り決めや運営委員会で出された提案や事案を決済。
- ・運営委員会による決定事項は、理事会決済に準じるようにサポート。
- ・会員の意見を集め、被後見人事案は、会議で受任の有無を慎重に決定してきた。

⑤ 運営委員会

毎月第3土曜日 13:30～ 豊橋市民成年後見センター事務所にて実施。

- ・活動について困っていることや受任している被後見人・保佐人・補助人の対応に苦慮していることを共有した。
- ・提案・状況報告などに加え、後見センター事務所が抱える問題に向き合い、解決策やその決済を行ってきた。

⑥ 事例検討会

毎月第1火曜日、豊橋市民成年後見センター事務所で予定していたが、なかなか時間をとることができず、運営委員会の場で実施することが多かった。

⑦ 研修会に参加

- | | | |
|-----|------------|------------|
| 5月 | 東三河後見センター | (彦坂) |
| 6月 | 東三河後見センター | (彦坂・玉谷・遠山) |
| 10月 | 豊橋支援後見センター | (坂口・遠山) |

⑧その他

事務局より会員へ状況報告を1度発行し、情報共有をした。情報誌を年4回(3ヶ月ごと)発行する予定だったができなかった。

ホームページの変更がスムーズにできなかった。